

中野区教育委員会会議録 平成26年第22回定例会

○開会日 平成26年7月4日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時32分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	古 川 康 司
副参事(幼児施策調整担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)	石 濱 照 子

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長 小 林 福太郎

委 員 大 島 やよい

○傍聴者数 8人

○議事日程

[協議事項]

(1) 中野区立小中学校施設整備計画(案)について(子ども教育施設担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 平成25年度中野区教育ビジョン(第2次)重点課題実績報告及び成果指標について(子ども教育経営担当)

② 就学援助制度における経過措置等の実施について(学校教育担当)

③ 東中野小学校跡施設の貸付けについて(子ども教育施設担当)

中野区 教育委員会
第22回定例会
(平成26年7月4日)

午前 10 時 00 分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第 22 回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

なお、本日は事務局報告事項の 1 番目に関連して健康福祉部副参事、健康・スポーツ担当、石濱副参事に出席を求めていますのでご承知置きください。

ここで傍聴の方にお知らせいたします。本日の事務局報告事項の 2 番目 3 番目の資料につきましてはいずれも区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。傍聴の方はご退室の際に事務局へ各資料の返却をお願いします。

ここでお諮りをいたします。本日の協議事項「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」は、非公開の協議を予定しています。従いまして日程の順序を変更し、報告事項の報告を先に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、報告事項の報告を先に行うことといたします。

それでは日程に入ります。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告事項>

小林委員長

まず委員長、委員、教育長報告です。

6 月 27 日の第 21 回定例会以降の委員の活動について、各委員から報告がありましたらお願いいたします。

私のほうからは特にございませんので渡邊委員、何かございましたらお願いいたします。

渡邊委員

特にございません。

小林委員長

大島委員。

大島委員

特にございません。

小林委員長

高木委員。

高木委員

6月29日日曜日に第四中学校に行きまして、私どもの短大がボランティア活動の授業でお世話になったいずみ教室の打ち合わせをしてきました。いずみ教室自体は今教育委員会の管轄ではないのですが、知的障害のある方の生涯学習の場ということで、月2回活動していて、そこにお手伝いをさせているところでございます。いずみ教室本体というよりも耐震の工事がちょうど四中で入っていて、行くと「工事やっているな」と。それで日曜日ということで工事をやっていたのですが、火花もちらちら出ていたりして、危険ということではないのですけれども、部活の生徒さんも来ているので安全には十分注意してやっていると思うのですけれども、なるべく早く終わって安心に四中が使えるようになるといいなとちょっと思ったところです。私からは以上です。

小林委員長

田辺教育長。

田辺教育長

特にございません。

小林委員長

ほかにご発言がないようでしたら事務局報告に移ります。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告事項の1番目「平成25年度中野区教育ビジョン（第2次）重点課題実績報告及び成果指標について」の報告をお願いいたします。

子ども教育経営担当

中野区教育委員会におきましては、平成22年度に中野区教育ビジョン（第2次）を策定したところでございます。この中では教育理念の実現に向けまして重点的に取り組む事項というものを明らかにしたところでございます。今般、平成25年度の実績等につきましてまとめましたのでご報告をさせていただくものでございます。

それでは恐れ入りますが資料をごらんいただきまして、1ページをお開きいただきたい

と存じます。

1番上に重点課題進行管理項目1、「確かな学力の定着」という項目でございます。主なものということでまず表の2段目をごらんいただきたいと存じます。中ほどの「25年度 実施内容・実績」をごらんいただきたいと存じますけれども、昨年度は若手教員の育成を柱といたしましてOJTの実践、あるいは管理職研修における人材育成をテーマとしまして、研修会を実施したところでございます。

右に参りまして、来年度以降に向けた改善点等の取り組みでございます。今後につきましても1年次から4年次の研修の充実を図りまして教員の授業力を高めていく。また小中連携教育の乗り入れ指導を行いまして教員の授業改善等を図ってまいる考えでございます。

次にその下、3番目でございます。「学校支援ボランティア制度の導入」でございます。昨年度は、登録ボランティア数や延べ活動人数をごらんいただきますと、表の記載のとおり増加してきているところでございます。特に学生によります学習指導サポートなどのボランティア活動が増加しておりまして、子どもたちへの学力の定着への活用も行われているところでございます。今後近隣大学との連携を進めまして、さらに学生ボランティアの活動の推進を図っていく考えでございます。

恐れ入りますが飛びまして2ページでございます。これにかかわります成果指標でございますが後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして3ページでございます。2番、健康の増進と体力の向上でございます。

表の1段目をごらんいただきたいと思えます。「中野スタンダード達成のための取り組みの推進」でございます。

昨年度は学校教育向上事業研修指定校によります研究発表会を実施いたしまして、多くの学校への普及・啓発を図ったところでございます。また運動遊び事例集を作成いたしまして各小学校にも配付したところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、授業改善への取り組みを進めていきますとともにフラッグフットボール等の活性化を図りまして、また親子元気アップ事業などによりまして保護者の啓発を図っていく考えでございます。

恐れ入りますが次に4ページをお開きいただきたいと思えます。2段目でございます。「幼稚園・保育園等での指導との連続性を重視した体力づくりの取組の実施」でございます。昨年度は運動遊びプログラムについての説明会を記載のとおり回数をふやし実施したところでございます。

今後につきましても、認証保育所の職員も加えまして実施していく考えでございます。また、鬼遊びの実態調査結果を踏まえまして発達にふさわしい内容や方法の検討を行いまして、小学校との身体づくりにおける教育連携の手がかりとしていきたいと考えているところでございます。

5 ページはその成果指標ということでございます。後ほどごらんいただければと存じます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

重点推進事業名 3 段目でございます。「教育相談体制の整備・適応指導教室の拡充」でございます。

昨年度におきましても不登校研修等の教育相談研修を各校悉皆で実施したほか、いじめ防止研修会も各校悉皆で実施いたしました。

今年度以降につきましても、研修につきまして各校悉皆研修ということで引き続き行ってまいります。また事例検討会を実施いたしまして実践力の向上を図る、またいじめ防止研修会については保護者への公開もしてまいります。そういうった考え方で進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして 7 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに 2 段目「特別支援学級の増設」ということでございます。昨年 4 月に中野神明小学校に知的障害の特別支援学級を開設いたしました。今後平成 26 年度末に中野本郷小学校の弱視学級を閉級いたしまして、その後知的障害の特別支援学級といたしまして平成 27 年 4 月に開設していく予定でございます。また学校再編に伴います特別支援学級の整備につきましても検討を進めてまいる考えでございます。

その下の 3 段目でございます。「小中学校への特別支援教室の整備に向けた検討」でございます。

昨年度は特別支援教育検討会において、特別支援教室における巡回指導の基本的な考え方等をまとめたところでございます。

平成 26 年 10 月からは上高田小学校でのモデル事業を開始いたしまして、本格実施に向けた課題の検証などを行ってまいりたいと考えてございます。あわせて保護者の皆様への働きかけ等も行っていく考えでございます。

裏面 8 ページには成果指標を載せているところでございます。後ほどごらんいただければと存じます。

9 ページでございますが、「幼児期からの継続的・発展的な教育の推進」でございます。

2 段目でございますが、「幼児教育から義務教育への円滑な接続を図るための保育・指導プログラム等の作成」でございます。

昨年度中野区就学前教育プログラムの抜粋資料を保幼小連絡協議会などで配付をいたしまして、活用を図りました。また保護者の皆様への周知・啓発を図るためのリーフレットも作成したところでございます。

次年度以降につきましても、小学校に就学予定の児童を持つ保護者全員に配付をいたしまして、保護者の理解を一層深めていく考えでございます。

恐れ入りますが次に 10 ページ目をお開きいただきたいと存じます。

1 番上でございますが、「一部教科での小中一貫カリキュラムの作成に向けた課題整理」でございます。

昨年度は区の小中連携教育の 1 年目といたしましてオープンキャンパス、あるいは小中連携教育協議会等を実施いたしました。

今年度以降につきましてもオープンキャンパスや小中連携教育協議会の実施を引き続き行いまして、さらには乗り入れ指導なども実施していく考えでございます。

次に 11 ページをごらんいただきたいと存じます。

2 段目でございます。地域・家庭・学校連携の「第三者による学校評価を盛り込んだ新しい学校評価の仕組みの構築」でございます。

本年度第三者評価を 3 校で試行し、課題の検討を行ったところでございます。今年度以降 3 校での試行を継続いたしまして、実施時期や実施方法の課題等を検討していく考えでございます。

続きまして 12 ページをお開きいただきたいと存じます。

2 段目「学校再編の中後期計画化と実施」でございます。

昨年度は小中学校再編計画 2 次における統合と通学区域変更の具体的な時期等を定め、説明会の開催やリーフレットの配付などにより周知をしたところでございます。また統合と通学区域変更の具体的な時期の確定に当たりまして施設整備時期などにつきましても、関係部署との調整を図ってまいりました。また統合に向けました準備といたしまして、学校が参考すべき取組を教育委員会による支援や取組ということで「円滑な再編のための取組という資料」ということでまとめたところでございます。

今後、統合委員会設置等について準備を進めてまいる考えでございます。

13 ページは成果指標でございます。後ほどごらんいただければと存じます。

恐れ入りますが 14 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず「学習やスポーツを通じた社会参加」ということで、2 段目をごらんいただきたいと存じます。

「区内外の生涯学習資源（大学等）との連携による生涯学習支援等の検討・構築」でございます。

中野生涯学習大学の講師といたしまして区内大学の先生、教授や准教授を招きまして講演やゼミ指導をお願いしたところでございます。また大学生の方との討論会も行いました。さらにいずみ教室のボランティアスタッフといたしまして学生の皆様に行事に参加いただいたところでございます。

今後につきましても、大学とのよい関係性を保ちながら、生涯学習事業の実施を図る考えでございます。またいずみ教室につきましても、通年で参加できる学生を募っていく考えでございます。

次にその下 3 段目でございますが、「地域スポーツクラブの運営・拡充」でございます。

昨年度も（仮称）中部地域スポーツ施設での教室型・団体参加型のモデル事業を実施したところでございます。また団体参加型モデル事業における利用可能施設の拡大やトレーニングマシンの設置等、施設機能の向上を図ってまいったところでございます。利用実績につきましては記載のとおりということでございまして、各モデル事業の利用も確実に増加しているところでございます。

地域スポーツクラブとしての主体的取り組み、あるいは活動が十分行われますよう、今後本格実施に向けまして区民等の共通理解や意識の醸成に努めていく考えでございます。

15 ページは成果指標でございます。後ほどお目通しいただきたいと存じます。

恐れ入りますが 16 ページをお開きいただきたいと存じます。

「学びと自立を支える新しい図書館づくり」ということでございます。

2 段目をごらんいただきたいと存じます。各館ごとに年間テーマを設定いたしまして、図書サービスの充実を図ったところでございます。またあわせまして個性づくり図書の企画展示、これにつきましては 2 か月ごとに実施をして工夫してまいりました。

また昨年度は雑誌スポンサー制度を創設いたしまして、図書館資料の充実を図ったところでございます。

今後につきましては、より魅力ある蔵書構成づくりに努めますとともに、雑誌スポンサー

制度につきましてスポンサーの獲得等に努めてまいりる考えでございます。

次に右側 17 ページでございます。1 番上の段をごらんいただきたいと存じますが「指定管理者制度導入によります利用サービスの拡充」でございます。

昨年度、区立図書館、中央館を含む 8 館全館指定管理者制度に移行いたしました。これによりまして開館日や開館時間の増、さらには図書資料やレファレンスサービスの拡充、加えまして指定管理者による自主企画事業の実施等、図書館サービスの充実を図ったところでございます。また、指定管理者主催によります利用者懇談会、これにつきましても全館で実施いたしまして、より広く利用者の方々の意見聴取なども行ったところでございます。今後指定管理者評価の仕組みなどを検討してまいりる考えでございます。

恐れ入りますが 18 ページでございます。

「区の歴史文化・伝統文化の継承と発展」ということございまして、1 段目、「史跡・景観・文化財を中心とした、『歴史的文化ゾーン』の全体構想の策定と区内の代表的な歴史散策路の設定」というところでございます。

昨年度は哲学堂の神秘洞周辺地域の修復保存の実施計画を策定したところでございます。また、国登録文化財に 3 件、合計 5 棟の区内建築物が登録されました。また区内の観光資源といたしまして、歴史民俗資料館、旧浅田醤油レンガ塀、平和の森公園弥生復元住居などが認定されたところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、哲学堂、神秘洞周辺地域につきまして、実績を踏まえ修復保存工事を今年度中に行う考えでございます。また、哲学堂や野方配水塔、歴史民俗資料館を含めました全体的な取り組みを、各分野と連携しながら調整を図っていく考えでございます。さらに、平成 25 年度に登録されました国登録文化財を含みます文化財めぐりの今後の活用方向について検討してまいります。また中野区観光資源といたしまして認定されたもののうち、歴史民俗にかかわる資源を活用した事業につきましても検討を図ってまいります。

続きまして 20 ページをお開きいただきたいと存じます。

「安全と環境に配慮した学校施設整備」。1 段目の「耐震性能ランク B ランクの全学校の校舎体育館耐震補強工事」でございます。

昨年度は鷺宮小、新井小並びに四中体育館の耐震工事の実施を行いまして、あわせて桃園小・上高田小・向台小、四中並びに五中の耐震設計を実施いたしました。

今年度は桃園小・上高田小・向台小並びに四中・五中の耐震工事を行います。また向台

小と四中につきましては工事の規模が大規模ということで、2期にわたりまして工事を行うということで平成27年度にまたがりますけれども、これによりまして全ての小中学校の耐震補強工事が完了いたします。また、体育館の吊り天井やバスケットゴール等の非構造部材の安全点検も今年度実施いたしまして、点検結果を踏まえ安全対策を検討してまいり予定でございます。

続きまして22ページををお開きいただきたいと思います。「学校の情報化推進」でございます。

昨年度は学校間ネットワークの整備・構築を完了させました。また、校務支援システムを導入したところでございます。

今後につきましては、学校間ネットワークや校務支援システムの円滑な運用に向けまして研修を行うほか、成績や保健の帳票等につきましても活用方法等を検討してまいり考えでございます。

以上が重点課題進行管理項目の主な内容でございます。23ページから25ページにかけて、ビジョンで掲げました目標ごとの成果指標を一覧としてまとめてございます。後ほどご確認いただければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

小林委員長

それではただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

22ページのところの学校間ネットワークというのが、不勉強でまだよくわかっていないのですけれども、具体的に言うとどんなことができるようになったのかということをお教えしてもらいたいのですけれども。例えばある学校でつくったお知らせ文書みたいのものを一斉にメーリングリストみたいにほかの学校にぱっと送られるとか、それくらいしかイメージがないのですけれども、その辺をもう少し教えてください。

指導室長

その下にある校務支援システムというものを各学校に今年度から導入しています。そのシステムを使うとその上にある、学校間での情報共有ですとか、それから情報を送ったりもらったりすることができます。ただそれだけではなくて、実際に教員が実務の中でさまざまな事務をする上で例えば成績表・通知表の作成ですとか、指導要領の作成ですとかさまざまな子どもの指導の記録等、同じデータを使っているいろいろな形で使うことができるよ

うなものという形で、そのシステムを通して教員の事務を軽減するような取り組みをしております。

大島委員

それはある学校でつくった成績表の中身がほかの学校にネットワークで行ってしまうとかいうことではないと思うのですが一応確認と。

校務システムでいろいろな事務的な書類なども、今までよりずっと簡略的に手間をかけないで作成できるようになったということによろしいのでしょうか。

指導室長

まずセキュリティについては十分にパスワードだとかいろいろな形で守られていますので、他校の情報がほかの学校で見られるということはないです。ただ共有したほうがいいようなデータというものはありますので、それは共有できるような形でそのシステムの中で使うことになっています。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

重点進行課題 1、1 ページ目ですけれども「確かな学力の定着」ということで、これは常に学校というか中野区のほうで区長も言っているのですが、その成果と見ますと次の 2 ページの下の段なのですけれども、目標、「児童・生徒の学力調査の結果」「学力の状況を示すため」といってこういったものが出ている。こういったもので全てを判断するものではないのですけれど、平成 22 年度 53%、23 年度、24 年度、25 年度とずっと下がり続けてきているのですね。

一番最初にこういうものを繰り上げられて一般の人がこの数値を見ると、それでこの文の中に成果と、その前の 1 ページの、来年度に向けた改善点として、これが果たして改善点と成果と言えるようなものに、ちょっと文章的になっていないのかなということで、これに対する考察とかビジョンが少し見えないのかなというふうに思っていたのですけれども。

それと同じことが 2 番の「健康の増進」、こうたくさんあると最初のほうは皆さん一生懸命見てくれるけどこの最初のほうで、これも成果のところ 5 ページを見ると、これは平成 22 年度から確かに成果があって 23 年度、24 年度、25 年度、男子は何とか保つものの女子は下がってしまうとか。何らかの考察がマンネリ化していて、何かされているのか、その

対策自身がどうだったのかと。若干こういう数値というのはすごく見やすいものですが見られてしまうというか、それをカバーするような内容がちょっとわからなかったのご説明いただけないかなと思ひまして。特に学力に、体力のほうは結構スポーツいろいろと取り組んでいて55%というのは落ちているとは言えないので。ただまだ成果が上がっているとは言えない。ここ3年間やってきて成果が上がっているとは言えない、重点校でスポーツはやってきて、それを踏まえて結果を伸ばすということの割には成果が上がっているとは言えない。逆に言うと学力向上では成果が下がっていると捉えられてしまうところを、ちょっとこれに関して考察とか何かあったのかなということをお教えいただけないかなと。

指導室長

学力についても体力についても、今、渡邊委員ご指摘のとおり数値としては決して望ましい数値ではないということは事実であります。「成果、来年度以降に向けた改善点」ということで記述をしているのですが、具体的な成果というのは数値を見ていただいてもなかなか書きづらいところもありまして。ただそういう結果を踏まえてどういうふうにしていくかということに、なるべく具体的に書く必要があるかなということで、例えば学力のところでは、家庭と連携したということで家庭学習の手引きというのをつくって各学校に配付をして、その活用を図ってもらっているのですが。今度はそのもう一歩先を進んだ形で、今度は各教科ごとに家庭学習をしたらどういうところがポイントになるかという、一歩踏み込んで対応していくことも一つとして必要だろうということで、こういうふうにもまとめさせていただいています。

それから体力のほうは、これは昨年度運動遊び事例集を本委員会で報告させていただいたのですが、そういうものを配付すると同時に共通のフラッグフットボールにも力を入れていくということで、各学校は1校1取り組みということをやっているのですが、それ以外に共通して中野区として取り組むことに力を入れていこうということが来年度以降の改善点として示させていただきました。

小林委員長

では、ほかに。

教育長

渡邊委員のご指摘はもっともだというふうに思っていますし、今指導室長からご説明したような取り組みもしているわけですが、やはりこのまとめが教育ビジョン全体の

重点課題を一覧にまとめているだけで、今の学力と体力の問題は非常に大きい問題ですし、教育委員会の場でも国の学力調査についての評価についても議論していただいて、皆さんさまざまご意見もいただいたところです。

学力にしても体力にしても学力調査や体力調査をやっているとして、その分析や評価・考察もしていただいて、また改めてお時間をとってご報告をさせていただきながら皆さんのご意見もいただけるように、これも毎年やっていることですがけれどもその機会にまたいろいろご意見いただければというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

高木委員

今のところの学力の成果指標のところなのですが、私も問題そのものは見たことがないのですが、フィードバックしてきた子どものやつは見たことがあるのですけれども、この48.8%という数字がどういうものなのかという、やはりいま一つわからない。多分一般の方、子どもがいない方はもっとわからないと思うのですね。説明はありますけれども学力調査項目のうち、84項目ありますね。そのうちの例えばAという項目が、7割以上の児童生徒が目標値を達成していると丸がつくわけですね。その丸をついたのが、84項目のうち48.8%しかありませんよということですから、大体40くらいしかつかなかったですよということなのですが、それがどれくらいの達成度なのかというのがかなりわかりにくいので。目標値に対してだけ見てしまうとやはりかなり厳しくなってしまうと思うのです。

あと、ここの上段のところは小学校と中学校を分けていますので、ここも児童・生徒の学力調査の結果なので、例えばここも小学校と中学校はせめて分けるとか。何かもうちょっと数値の出し方を工夫して、もうちょっとわかりやすい指標にさせていただいたほうがいいのかなと思います。私もいろいろな学力向上のための工夫はしていると思うのですね。ただ、では低いことについてどういうふうにしていくのかというのが、やはり渡邊委員が指摘したようにちょっと見えてこないで、やってだめだったではなくて、こうしますというのをもうちょっと出したほうが区民の方もわかるのかなと思います。

指導室長

今高木委員がおっしゃったようにこの指標の取り方については、私もいろいろな所で説明をするときに目標値を超えた児童・生徒の数が7割以上の項目という、2回くらいクッションがあるので確かに非常にわかりにくいというふうに思っていますので、これは中で議論をさせていただきたいなというふうに思います。課題としては受けとめることにします。

小林委員長

今のことに関連して、例えばこれは行政においてこうした検証というかこうしてやっているわけですが、これ自体を例えば学校がどう受けとめているかというのは、そういう見方はどうでしょうか。指導室長の立場からもしお答えしていただけるなら。学校がどう受けとめているか、それに対して学校にどう投げかけているか。

指導室長

各学校には各学校のデータがいきますので、それを踏まえて、先ほど教育長がお話したように課題を分析して、授業改善推進プランということでかなり細かいものをつくって、授業改善に努めていますので、テストの点がよかった悪かったというよりも、学校の課題等をきちんと見きわめて、それに対して改善するような手だてを学校として協力してやっていくということが必要かなというふうに受けとめてございます。

小林委員長

そうすると各学校は個別に自校の課題について受けとめて、改善を公表しながら実践しているというふうに受け取ってよろしいわけですね。

指導室長

学校だよりですとか、それから学校によっては区の学力調査の結果を受けて説明会をしているような学校もありますので、自分の学校の課題はこういうことで、例えばこういう取り組みをするので家庭ではこういうところに少し協力してくださいなどということをも具体的にお話しをしているという形になります。

大島委員

11 ページの第三者評価なのですけれども、これもう少し具体的にどのような方がどのようなことをやって、結果はこんなふうに表示しているとか具体的な引用をもうちょっとご説明いただけるとありがたいし、もし何か今すぐというのが難しいのであれば後日でも結構ですが。

指導室長

まず第三者評価の前に各学校、学校関係者評価という形のを評議員さん等にやっていただいて、各学校の教育活動を評価してもらうのですけれども。学校関係者なので内部か外部の方かというのと、どちらかというと内部の方の評価ということがありますので、もう少し立場をかえた方から客観的な評価を得るという動きが今ありますので、それは試行という形で中野区で取り入れています。そこにあるように3校で今実施をしているわけな

のですけれども、大学の先生等学識経験者の方をお願いして。ただいきなり来て1回だけ見て評価するのではなくて、かなり学校の教育活動を具体的に見ていただいて、1年間の線の中で課題だとかを評価するという形になります。これをどういう形で中野区として全校に広げていくかということは今検討しているところでございます。

大島委員

そうすると3校で試行したところについては、何らかの例えば結果報告書みたいな何かはできているのでしょうか。

指導室長

今委員のおっしゃったように、観点を絞ってこの項目についてはどうだとかいう形で、その学校にフィードバックする形で学校運営に役立てるような形で返してございます。

小林委員長

今の大島委員がご指摘の第三者評価については、いわゆる学校の自己評価と学校関係者評価はほぼ全校でどの地区の学校も進めているのですが、第三者評価は努力義務みたいな形で、そういうことで今後どうしていくかということなのですが。

今学識経験者による評価ということなのですが、地区によっては完全に教育とは切り離して一般企業の、例えばリサーチ会社とか、そういうものに委ねているようなケースもあるというふうに聞いたことがあります。それが果たしていいかどうかというのはまたさまざまな考え方があると思うので、できるだけいろいろな地区の状況を見て、そして中野区として何が一番いいのかということは今後考えていく必要があるのかなというふうには思います。

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

重点項目の6ページ、これは「不登校の児童・生徒が通学復帰をした割合」という形で書いてあります。これは本当に数値が中学生で20%とか。非常に成果が上がっているとか上がっていないとかは数字もすごく低いのです。これは低いのは当然だと思うのです。これは高くない。だけどこれだけ低いということを踏まえて我々が何をしたかということを示さないと、問題のあることなのでこういったところも結構さらっとなって内容がないのですけれども。こういう数値が低い、目立ってしまう、そうしたらさっきの学力調査でも半分がだめなの、というそういう評価になってしまって、ほとんど5分の1しかだめなのと言われると、何してるのと、ここに何かしなくてはというのを、数値は達成できると思

えないのですけれども。やはりここはプロセスが必要になるのかなと思います。

ですからそれと関係して 23 ページの、これも一番最後の VI のところなのですけれども、「中学 1 年生の希望者に行う生活習慣病健診の結果、指導を要すると判定された生徒の 2 年後の改善率」はほとんど改善しないと、半分以下だと。そういう数値があつて、それに我々は何を取り組んだのかということが、ここの部分については説明もないし、なぜこれだけここだけ低いのだろうと。

そうするとやはり健康に対する、学校側の認識が低いのかとか、そういうイメージを持たれてしまう。そんなことは学校でもやっていて、そんなことはないのですが。かなり手厚くやって、中野区は生活習慣病に対する健診を行っていて、それをずっと続けている区であることは確かで、逆に言うとそれをアピールできずに結果として悪い結果みたいになっているので、もしこういったところも少し説明をつけなければ省くとかしていただいたほうがよろしいかなとは思うのですけれども。この点についてももしご説明できれば、少し補足していただければなと思うのですけれども。

指導室長

説明というか、言いわけに聞こえてしまう部分もあるかもしれないのですけれども、例えば不登校児童生徒の学校復帰というのは非常にハードルが高い課題でありまして、当然友人関係だけに限らずさまざまなお子さんが背負っている背景なども大きな要因としてはありますので。ただ中野区としては例えばスクールカウンセラー、東京都が配置している方以外にも心の教育相談員を配置してよりきめ細かく対応できるようなシステムをとっていますし、あと家庭に大きな課題がある、数字としてはかなり多いのですけれども、スクールソーシャルワーカーを比較的早い段階から導入しまして本当に回数や、時間帯も遅い時間帯に家庭との関係を構築していくような取り組みをしていますので、そういうことは少しでも効果を上げていっている。

例えば平成 24 年度は小学校 36%、これ数字としてはたまたまというのは言葉が悪いのですが、高い数字が出た形なのですね。やはり 3 割いくことがかなり厳しいような内容ですので、少しでもパーセンテージを上げていけるように各関係機関と協力して対応していきたいなというふうに思っています。

高木委員

8 ページのところ、一番下の「学校は『特別支援教育や発達障害等に関して保護者への説明をおこなっている』と感じている保護者の割合」、平成 25 年度で小学校 57.3%、中

学校 52.7%。特に小学校は 10%くらいアップしているのですが、逆に言うと 4 割くらいは行っているとあまり感じないということなのですね。中野区はいろいろな課題のある子どもたちへの支援というのは巡回を、医師や臨床心理士の巡回ですとか手厚くやっていると思うのですが、区民の方や保護者の方への PR というのは真面目なので下手なのかなと思うのです。ここのところが上がっていないというのがずっとの課題なので、ここを何とかしないといけないのかなというのが 1 点。

もう一つ、説明が十分ではないということはお子さんが発達に課題があってもそこに気がつかずに、あるいは半ば気がついていても受容しないということをしてしまう形になるのかなと思うのです。ことし日本学生支援機構というところがいろいろな学生の更生・補導の研修をやるのですが、たまたまことしは大学・短大に来たのは 3 回とも特別な課題がある学生の支援なのですね。発達に課題がある。私も 8 月に 2 日間の研修に行ってきましたけれども、やはり初等・中等教育の中で特にボーダーの子どもがそのまま残されてしまって、大学に来て初めて実は発達に課題があるというのがわかる。さすがに保護者もその年になると受容する。でもそのときには初等・中等教育でもうちょっとコミュニケーションスキルが伸びていたらというのが顕在化している。

また初等・中等教育の場合特に小学校、中学校は同じ区立私立の中で連携をして、プログラムが上ってきてというのがありますが、そこで高校への段階でかなり途切れてしまって、特に大学・短大に行くときにぱさっと途切れてしまって情報が上ってこないという問題がありますので、ぜひここの中身のところの児童生徒への支援というのはしっかり中野区はやっていると思うので、もう一度その保護者の方への説明というのは仕切り直しをしていただいて、単に PR というのではなくて、受容できない保護者の方への機会をふやすという観点でもうちょっと考えていただけたらと思います。

指導室長

今高木委員がおっしゃったとおりで、特別支援教育ということは全ての保護者の方たちが対象にならないというふうな一般的な理解が今まであったかと思うのですね。

ただ特別支援教室構想を今度平成 28 年度から進めるに当たりまして、今まで通級で通ってきていたのではなくて、今度は先生が回るというようなシステムの中で、全ての学校で特別支援教育をやっているというふうな発想の転換がそこで図られるのですけれども、そうするとそういう課題のあるお子さんでない保護者にも適切な理解をしていただくことが必要となります。数字は少しずつ改善はされているかと思うので、教育委員会も例えば

校長研修会で特別支援教育について重点的にことしの4月にも実施をしていますし、また毎年やっているのですが、夏の研修会で中野特別支援学校の先生、又はかなりプロフェッショナルなレベルの方たちをお招きしまして3日間研修を集中的にやっています。ことしなどの申し込み状況を見ますと1校で10人以上の教員が参加するというような形で、教員の意識を高めていくことで例えば保護者会の中で具体的に自分の教室の中でこういうことがあるのだということをご説明することができるかと思うのですね。そうやって裾野を広げることで保護者に対する特別支援教育に対する理解を高めていきたいなというふうに考えています。

高木委員

今、本区だけではなくてもう小学校中学校でスクールカウンセラーですとか、心の教室相談員というのは自治体によって名称が違いますけれども、そういった制度があるおかげで大学・短大に入ってくる学生に対して、例えばカウンセリング等を勧めたりあるいは精神科、そういうのにあまり抵抗感がないというプラスのことがあるのですよ。これが10年前15年前で、カウンセリングを勧めると、親が「うちの子はおかしくありません」みたいに気色ばんでしまうところがあったのです。そういう点では非常にやりやすくなっているのです。ですから特別支援教室がそういった形で保護者の方のハードルを下げるという効果があると、初等、中等教育だけではなくて学校教育全体にプラスのことがありますし、また今まで他校に行くというところのハードルも下がってくるので、ぜひこの特別支援教室の導入を機会にこのところの見直しを指導室長からやりますよということでご説明いただいたのですがぜひお願いしたいと思います。

小林委員長

ちょっと今のに関連して7ページに「特別支援学級の増設」というのがあるのですけれども。昨年中野神明小学校で知的障害の特別支援学級が開設したのですが、現在何名通っているかちょっと教えてください。

学校教育担当

今年度3名です。

小林委員長

3名。それで今度中野本郷小学校の弱視学級を閉級して、ここにまた知的障害の特別支援学級を増設するということなのですから、ここら辺の見込みはどのようなのですか。

学校教育担当

中野本郷小学校に来年度開設する特別支援学級でございますけれども、知的ではなくて、申しわけございません、情緒障害等の通級指導学級でございます。

小林委員長

そうするとここは間違いですね。

学校教育担当

情緒障害の通級指導学級でございます。

小林委員長

そうすると当然巡回指導とのかかわりもここでいろいろまた模索できると思うのですが、今高木委員がご発言のことも含めてこちら辺で一体的に充実を図っていくことが大事かなと思っておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

渡邊委員

今回やはり重点的に幼児期から発展をとということで計画的な成果、「幼児期からの継続的・発展的な教育の推進」9ページなのですけれども。非常に成果が上がっているということがよく思っていて、今後もぜひ頑張っていたきたいと思っております。

またこの部分に散見しているのですけれども14ページとか。中野区に大学が3校入ってきて生徒たちが多く来て、外部資源を使った教育というのは本当に中野区の特徴的な教育になっていて、そこに満足度も結構あるということですから、こういったことをさらに進めていこうという方針が書かれていて、本当にすばらしいと思ひます。ぜひこれは成果を上げていただきたいと思ひます。

小林委員長

ほかによろしいですか。

大島委員

25ページのところでホームページのアクセス数があるのですけれども。平成21年度に比べて大分昨年度は少なくなっているみたいで、これがどうしてなのかということは担当の方などは分析などしているのかどうかよくわからないし、アクセス数が少ないから教育がだめということには全然直結しないので、むしろもしかしたら不満が少ないからアクセスも少ないのかよくわからないのですが。この辺については何か考察がありますでしょうかということと、そんなにホームページを面白おかしくする必要はないのですけれども、何か親しみやすいような工夫がもしできるのならもう少ししていただきたいかなという

ころなのですが。

子ども教育経営担当

策定時ということで平成 22 年度でございます。その後平成 23 年度に組織改正がございまして、これまでスポーツ関係の情報も同じホームページ上にあったのですが、それが切り離された関係で著しく減ったというようなことがございました。それはそういうことなのですけれども、今後も魅力的なホームページの構成でありますとか、そういったことに力を入れてふやしていきたいというふうには考えてございます。

小林委員長

今のホームページ、これは教育委員会のホームページということなのですが。今たまたまこういう話題が出ましたのでつけ加えますと、各学校のホームページに関して、私も知人の方から、別に中野区には限らないのですけれども学校のホームページ、それぞれ学校も忙しいのでなかなかそれを更新したり中身を充実するというのは難しいのかもしれないのですが、多少やはりご不満を持たれる方もいるというふう聞いております。私も幾つかアクセスしてみると「もう少しこうしたらいいかな」と素人ながらもちょっと思うときがありますので、さらなる充実というかあまり華美になる必要はないと思うのですね。

ですから基本的な情報とか重要なことを必要最小限にきちんと提供していくとかアップしていくとか、できればこの場でぜひ関係する方々のそれぞれの充実策をよろしくお願いしたいなと思っています。

それではほかによろしいですか。それでは本件の報告につきましては以上とさせていただきます。健康・スポーツ担当石濱副参事、本日はご出席ありがとうございます。

続きまして事務局報告事項の 2 番目「就学援助制度における経過措置等の実施について」の報告をお願いいたします。

学校教育担当

それでは就学援助制度におきます経過措置等の実施につきましてご報告をいたします。

経済的理由によりまして義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学校生活に必要な経費の援助を行ってございます、就学援助制度について下記のとおり経過措置等実施をするというものでございます。

まず 1 番目、就学援助の非認定者に対する経過措置でございます。就学援助を申請して非認定となったもののうち、生活保護基準の引き下げにより影響のあった児童・生徒に対しまして下記のとおり経過措置を実施するというものでございます。

(1)支給費目でございます。一時的な支出が高額となり経済的な理由によって学校生活を送るうえで影響の及ぶ可能性のある下記の費目について支給をすることといたします。

まず定額の支給のものが新入学の学用品費でございます。

続きまして実費で支給しているものでございますが、修学旅行費のほか、記載の費目でございます。

(2)支給時期でございますけれども、新入学の学用品費につきましては8月、実費支給の費目につきましては当該行事等の実施後に支給することとしまして該当者には個別に通知をしたいと思っております。

(3)経過措置期間でございますけれども、今回の経過措置は平成26年度、今年度から3年間平成28年度まで実施するというものでございます。

続きまして2番目、被災者支援を目的としました就学援助費目加算でございます。

東日本大震災によりましてやむなく避難生活を送りながら中野区立の小・中学校に現在就学をしております児童・生徒のうち、就学援助の支給を受けているものを対象としまして、今年度に限りまして学習を支援するための費用を加算して支給することといたします。

支給金額でございますけれども、児童・生徒1人当たり7万円を限度とします。

なお、過去に他の類似の奨学金等の支給を受けている場合については、その金額を減額して支給いたします。

手続でございますけれども、給付を受けようとする児童・生徒の保護者が申請書に必要事項を記載して学校に提出するというものでございます。

支給時期は8月を予定してございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ではただいまの報告につきまして、質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

1番の「就学援助非認定者に対する経過措置」なのですが、政府の基準引き下げによって影響のあった児童・生徒に対してということなのですが、数字的にはどれくらい的人数が出たのでしょうか。

学校教育担当

今回生活保護基準によりまして影響のあった児童・生徒の人数でございますけれども、まず全体で145名となっております。

渡邊委員

これは経過措置で下がった人だけではなく、対象になった人が145名ということですのでよろしいですね。

学校教育担当

委員のご指摘のとおりでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

2番についても人数的には就学援助の支給対象、こちらのほうはどれくらいの対象者になっているのでしょうか。

学校教育担当

被災者支援を目的とした就学援助の費目加算ということでございますけれども、中野区に現在避難生活している方がいらっしゃいますけれども、そのうち、大体20名弱ということでございます。

大島委員

1のほうで、支給時期なのですが、これを読みますと一旦その家庭が出しておいて後から支給が来るみたいなふうに読めるのですが、そういうことでしょうか。

学校教育担当

例えば新入学の学用品費につきましては、当然入学前に各ご家庭のほうで入学に必要なものを購入するなど既に支出をしております。それにつきまして後日この支給が支払われることによりまして、後から支払われるというような内容になってございます。

大島委員

新入学のはもちろんわかるのですがけれども、例えば修学旅行とか移動教室とかというときに、一旦家庭のほうで学校なりに費用を出しておいて後からその分が来るということなのでしょいか。

教育委員会事務局次長

この制度の、まずこういった支給費目については大もとの就学援助の制度としては実費支給というものがございまして、その場合に今委員がおっしゃったように実費支給が後ということになりますと実費がはっきりとわかったところでの支出になりますので、やはり先に払っていただくような形になるということでございます。

小林委員長

大島委員よろしいですか。

渡邊委員

実際病院などでも多いのですけれども、物すごく高額の医療費がかかってしまって、その部分が最初に払えないという人たちがいらっしゃるのですけれども、それをレスキューするような、例えば修学旅行に行くのに、修学旅行というとなん万円とその月に出されてしまうと結構出せなくて、後から返ってくるといっても。そういったレスキューみたいなものはあるのでしょうか。

次長

修学旅行とかこういった金額の大きいものについては積み立てという形をとっています。また金額がですが、6万5,000円が上限でございますから、修学旅行が何十万円もなるということはございません。また積み立てもやっているということではカバーできるのかなというふうに考えています。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

就学援助の認定者数というのは平成25年度で3,000人くらいだったと思うので、先ほどの説明の確認ですが、本年度も前年並みだと3,000人くらいのところを145人が対象外になってこちらの制度で、ということでもいいのかが1点と、あと就学援助の対象と今回の処置との違いですと、新入学の学用品費は支給になるけれども、学用品費やクラブ活動費は入らない。あと実費支給で修学旅行等に入るけれども特別支援学級の通学費や給食費や医療費は入らないということよろしいでしょうか。

学校教育担当

まず2点目のほうから先にお答えします。

まず支給費目がございますが、今回経過措置の方と認定される方の違いでございますけれども、学用品費とクラブ活動費、給食費が認定された方との差ということでございます。あと、特別支援学級の方につきましては全て支給の対象となっております。

それと認定者数でございますが、毎年当初認定というのがございまして、その結果を受けて今実施してございまして。実はまだ保留の、要するに前年度の収入とかの証明がまだ間に合っていない、そういった保留者もございまして、それが7月に認定という作業がございまして。そういったことを受けて毎年3,000名くらい認定になってございます。

まず6月の段階では約2,600名が認定となっており、非認定が全体で700名いるのですけれども、その中でこの生活保護基準の引き下げによって影響があったのが145名というような数字になっております。

高木委員

この件については新聞報道もあって、中野区、23区で中野区だけということで非常に不名誉といいますか、子どもたちに冷たい区だなという印象を全国に与えてしまったと思うのです。中野区の財政状況ですとか、基本的には国が勝手に基準を下げたというのはわかるのですが、やはり初等教育、あるいは前期中等教育の段階で子どもたちがしっかり教育を受けるということは物すごく大切だと思います。今回こういった経過措置ということで対応していただいたということはちょっと遅かったなと思いつつもいいと思うのですけれども、内容的にはほかの区がどの程度カバーしているのかわかりませんが、可能な限り対応していただきたいなと思います。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。それでは本件についての報告は以上といたします。

続きまして事務局報告事項の3番目「東中野小学校跡施設の貸付けについて」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設担当

「東中野小学校跡施設の貸付けについて」報告させていただきます。

東中野小学校跡地施設については区内の社会福祉法人愛成会に対して貸付けを行うということでございます。

貸付理由でございますけれども、アール・ブリュット展の出展に向け、応募のあった作品などを保管したいということで、社会福祉法人愛成会から東中野小学校跡施設の教室の使用の許可申請があったということでございます。

貸付物件でございますけれども、校舎3階の3教室程度ということになります。

貸付期間でございますけれども、本年8月1日から来年の2月28日までを予定してございます。

使用料については、中野区行政財産使用料条例に基づいて算定した使用料を徴収するというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

小林委員長

ただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

貸付け自体には問題ないのですけれども、社会福祉法人愛成会というのはどういったことをやられている団体なのでしょうか。説明をお願いします。

子ども教育施設担当

愛成会は昭和 33 年に設立された団体でございまして、障害者の生活の支援を目的とした事業を行っているという団体でございます。

今回は文化芸術活動を通じた障害者への理解の促進と啓発活動も行っているという事業団体でございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

高木委員

私も全然反対するものではないのですが、素朴な疑問として使っていない校舎で、3階まで重いものをなぜ持って行って保管するのかな、1階2階はあいていないのか、なぜ3階なのかが1点と、あと、1年限りということですが、アール・ブリュット展は、毎年やっているようなイメージがあるのですけれども、その期間限定でよろしいのですか。向こうが1年だけでも貸してくださいというのならそれで構わないと思うのですが。それも素朴な疑問をお願いします。

子ども教育施設担当

東中野小学校跡施設ですけれども、今暫定活用ということで、校庭とか体育館、それと1階部分の教室、多目的室とか家庭科室がございまして、それは貸出施設として活用を図っているところでございます。2階に関しては防災関係の倉庫として今活用していますので、今残っているというかあいている状況の教室というのは3階部分ということになりますので3階を使っていただくということでございます。

それとこのアール・ブリュット展の出展に向けた保管の用途ということで、1年でいいのかという話ですけれども、愛成会自体はちょうど2016年にパリでアール・ブリュット展が開かれるということを想定して要は保管して、全国各地から作品を応募しているという状況でございますけれども。そういう用途から引き続いて貸出しをしてほしいという要望

はあったのですけれども、今回に限ってはとりあえず2月末までの貸出しでお願いしますということでしたので、こちらとしても2月末までということで貸出しを許可するということでございます。

小林委員長

ほかによろしいですか。それでは本件の報告につきましては以上といたします。

そのほか報告事項はありませんか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

<協議事項>

小林委員長

次に協議事項に移ります。

ここでお諮りいたします。本日の協議事項、「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」は、公開の会議の場で協議を行った場合の区民への影響等を考慮し、地方教育行政の組織および運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても施設整備計画（案）が発表されるまでの間は、非公開としたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ありませんので非公開とすることに決定いたしました。恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退室をお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

（平成26年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開）

小林委員長

それでは協議事項「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

子ども教育施設担当

「中野区立小中学校施設整備計画（案）について」説明させていただきます。

まず経緯等でございますけれども、学校再編計画の統合対象校。それと建築後50年を経過した学校の施設整備の考え方については今まで検討してきたわけでございますけれども、

それプラス標準仕様です。標準的な規模や施設構成、大規模改修や改築の際に受ける標準仕様を盛り込んだ中野区立小中学校施設整備基本方針を策定したというところがございます。この基本方針に基づいて大規模改修開始の時期を今後の財政状況や、学校再編計画を踏まえまして、学校施設整備計画案として作成いたしたいというところがございます。

2番目の施設整備計画（案）の主な内容でございますけれども、学校施設の現状課題、これまでの改修・改築の経過、それと課題、施設の老朽化への対応とか多様な教育環境への対応。それと防災機能の強化などを課題として挙げてございます。それとこれからの学校施設整備です。整備の基本的な考え方をここでは述べてございます。

次に改修・改築にあたっての課題。改修・改築の判断基準、仮校舎の確保等が課題として挙げられてございます。それと小中学校施設整備計画。施設整備には相当な期間が要することから年次計画を立てていくというところがございます。参考資料として先ほど申しました標準仕様を添付してございます。それと中野区立小中学校施設整備スケジュールを別紙としてつけてございます。

それと「中野区立小中学校施設整備計画（案）」の作成に当たっては教育委員の皆様からいろいろなご意見をいただいておりますので、それを反映してこの計画案をつくってございます。反映した主な部分でございますけれども、まず10ページをごらんになっていただきたいと思っております。

(2)標準仕様の考え方で、上から5行目、「各学校の特色ある教育活動や実践を尊重しながら」という部分です。以前の表現は「特色ある特性や条件を生かしながら」という表現でございました。標準仕様でありますけれども、特色ある教育活動を反映できるように明確な表現にしたということでございます。

下にいきまして3の「標準仕様の前提条件等」でございますけれども、適正規模、小学校の場合ですと12学級から18学級、中学校の場合ですと9学級から15学級というところがございますけれども、再編計画のほうでは「程度」という表現になってございましたので、これを盛り込んだというところではございます。

一番最後になりますけれども、なお書き以下を追加記載してございます。「施設整備にあたっては、児童・生徒数の将来的見込みを十分把握し、必要な教室数を確保してまいります」という表現を盛り込んでございます。

1ページをめくっていただきまして、学校規模等の施設構成になりますけれども、特別教室等の中にコンピュータ室を追加記載してございます。コンピュータの授業に当たって

はコンピュータ室で活用して授業を行い、将来的には普通教室等でコンピュータの授業を行えるように検討していきたいというふうに考えてございます。

それと職員室、備考欄のほうに「打合せコーナー含む」という表現にさせていただきました。打合せコーナーを設けて、休憩室兼用という考え方で、ここで職員等が休憩していただくということも配慮させていただきました。

あと校長室のほうですけれども、備考欄に「応接機能含む」という表現にさせていただきました。校舎を改築する場合、教室の規模等が大きくなるにつれて当然校長室も広がります。基本的には普通教室ですと 63 平米から 72 平米になります関係で、校長室自体も 0.5 教室分ありますので、0.5 平米広くなるということから応接機能も十分に含んで活用が図れるということを考えてこういう表現にさせていただきました。中学校も基本的には同じです。全体の面積等は基本的には変わっておりません。

多目的室に関しては以前 2 室あったのを 1 室にしてございます。

13 ページをめくっていただいて、施設構成等の考え方の中学校の部分でございますけれども、上から 3 行目、「衛生面に配慮しながら」と真ん中に記載してございますけれども、これはご意見をいただいた関係でこれを盛り込んでございます。

反映した項目は大体以上でございます。

それでは別紙の中野区立小中学校施設整備スケジュールをごらんになっていただきたいと思えます。

まずこの表ですけれども、学校再編計画の整備スケジュールを盛り込んだ表になってございます。それと学校再編、統合対象校以外で平成 25 年度に調査を実施した学校の整備スケジュールを落とし込んでございます。それは表の一番下の北中野中学校以下の 5 校になってございます。それとこの 5 校の整備年次でございますけれども、経費の平準化とか、職員の執行対象を、それと仮校舎の確保から決めてございます。なお、第七中学校と北中野中学校に関しては、費用対効果などから改築としてございます。

仮校舎でございますけれども、向台小学校、上高田小学校、西中野小学校を仮校舎と考えてそれぞれ大規模改修・改築と考えてございます。平成 33 年度、平成 34 年度から随時大規模改修・改築に入っていくというところでございます。具体的には向台小学校、上高田小学校、西中野小学校の平成 33 年度以降をごらんになっていただきたいと思えます。まず最初に平成 34 年度に中野本郷小学校の大規模改修を行って行って、その間は向台小学校を仮校舎として使っていきます。平成 35 年度に上高田小学校を仮校舎として活用して、桃

園第二小学校の大規模改修を行っていきます。平成 36 年度は西中野小学校を仮校舎として活用して、北中野中学校の改築を行っていきます。平成 37 年度から向台小学校を仮校舎として活用し、第二中学校の大規模改修を行っていきます。平成 38 年度には上高田小学校を仮校舎として活用して、第七中学校の改築を行っていくというところでございます。

大規模改修についてですけれども、大体 30 年程度の長寿命化を図っていったら、20 年とか 30 年の経過期間に改築するということを前提に考えてございます。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

小林委員長

それでは各委員からご質問ご発言ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

高木委員

標準仕様の中でこれはあまりざっくりとした仕様ということで、細かいことはあまり入っていないのですけれども。トイレについて例えば児童・生徒数に対して幾つくらい用意するとか、あるいは何か所用意するとか、洋式と和式どうするのかというのはどこかに入っているのでしょうか。もし入っていないとするとどういう考え方なののでしょうか。やはりトイレの数が足りないというのはたまたま築年数が古い学校に行くところとあるのですよね。大規模改修の場合はそうはいつでもなかなか直しはできないと思うので、そういった場合の対応はどういうふうな形になるのでしょうか。

子ども教育施設担当

標準仕様については、要は細かいところは規定してございません。今トイレの話ということでありましたけれども、確かに増築した学校などはトイレがないので増やしてほしいという要望等々があったりなどするのですけれども。基本的には児童数に対して何個トイレを設けるということではなくて、校舎の位置で何か所設けていく。例えば 3 階の部分ですと校舎の長さにもよるのですけれども 2 か所とか、1 か所は基本的にはないとは思っていますけれども、大体 2 か所設けていくということは考えております。トイレを例えば大規模改修の際にふやすという考え方というのは、必要性に応じてあったりするのですけれども、やはり可能な範囲でやっていかななくてはならないというところ。それと洋式か和式かということになりますけれども、今老朽化施設に対してはトイレ改修も行っている最中なのですけれども、基本的には洋式化ということを図っていったらいい最中なので、新しい改築の校舎、それと大規模改修の校舎に関しては基本的には和式はないということで洋式化を図っていくということです。ただ、学校によって事情が違う場合もありますので、学校

のほうで、和式を使った経験がないという場合もありますので、学校のほうで要望として和式は1個くらい残してほしいという場合もやはりある場合もありますので、そういう場合はやはり考慮していくということになってございます。

高木委員

私の子どもが幼稚園に入るときに、私立幼稚園だったのですけれども和式だったのです。和式経験がないので。うちもないのです。探したのですが、和式のトイレというのは今ないのです。なので公園のトイレは和式なので、わざわざ公園まで行って練習をさせたということがあるくらい和式はもうほとんどない。ただ古い学校によっては女子は洋式の割合が2から3割。以前は洋式はお尻がついてしまうので汚いという子どももいたので。男子でも5割くらいの学校はまだざらにありますので、標準仕様というのがどのレベルの標準なのかとすごく難しく、細かくいってしまうとどんどん細かくしなくてはいけないのですが。ただ意外と学校現場に行ったときに、校長先生から、トイレの苦情を言われることというのは多いのですよ。給排水は建物より短いですよね。耐用年数がやはり20から30年で一旦耐用年数に来てしまっただけで、ただなかなか1回つくってしまうと直せなくて、うちの学校でも結局トイレの改築が、工事が当時反対にできないので、校舎の建てかえを決断したくらいのこともあります。標準仕様に盛り込まないまでもそういうところはせっかく基準化していくということがあるのであれば、何か目安みたいなことは標準仕様の後のベースでもいいので、何か方針的には出していただくといいのかなと。区や市によってはトイレをきれいにしてトイレに対する嫌な感じをなくそうということをモットーとしている区もあるので、そこまでいかないまでも、死角になりやすかったり、不衛生だったり、あるいは感染症のもとになったりなどいろいろな指摘がありますので、そのところはちょっと次のステップで考えていただくといいかなと思います。

教育長

この整備計画を策定するに当たって、やはりベースになるのは今年度改築した中野中学校だというふうに思っているのですね。中野中学校の場合はトイレは全部洋式なので、そういうことも念頭に置きながら今おっしゃったように標準仕様は標準仕様ですけれども、詳細版をどういうふうにつくっていくかという中で、また議論させていただければというふうに思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

高木委員

スケジュールのところ、これも以前から出てきているところなので反対するところではないのですけれども、小学校の校舎を中学校の仮校舎で使うというケースがありますよね。改めて、中身は違うのですけれども、この間学校公開を見に行ったときに「例えばここを中学生が使ったらどうなのだろう」みたいなもので、例えばプールを外から見て「この深さで大丈夫なのかな」とか、「階段が狭いのはしょうがないのかなとか」というのは素人なりに考えたのですが。

具体的に1年間のスパンの改修の中で、どの程度のことをやるのでしょうか。ざっくりとでいいので教えていただきたいのですが。

子ども教育施設担当

改修ということによろしいですか。小学校と中学校というのは規格が違うのですけれども、どの程度できるかというのがありますけれども基本的には高さ、小学生と中学生の体格の大きさというのは基本的に違いますし、それと広さですね、体格に応じた広さが違ってきますので、そういう点から高さに応じた対応。例えばトイレの位置関係をやはり中学校バージョンに。中学校の生徒の要は体格に合わせるような形に直していったりとかはしないといけないかなと思います。ただ階段等の高さというのもあるのですけれども、あれは多分変えられないというのがあります。それと広さ、やはり特別教室が必要になってきますので。やはり普通教室から特別教室に変えて行って、中学校で十分特別教室での授業ができるような、そういう整備をしていくという方向では考えております。ただプールの深さという点ではなかなか難しいところですので、それは多分検討しないといけないのかなと思っております。

高木委員

おっしゃるとおりプールとか体育館というのはなかなか体格の差があるのですが、ちょっと小手先の改修では直らないと思うので、そこは難しいような感触でしょうか。

子ども教育施設担当

やれる部分とやはりやれない部分というのは出てきます。

小林委員長

この場合は特に安全面というか指導に関わることでありますので。当然今プールなど飛び込みは指導していませんけれども、そういったものをより徹底していくとか。

大体階段の幅も違ったりするような校舎もあると思いますので、そういった点での指導

が大きなポイントになってくると思います。

それと別件なのですが、今こうやって非常に詳細にわたって施設計画を立てていただいておりますが大変重要なことだと思うのですが、今の教育の動きとしては単線型の6・3制を柔軟にしていこうという方向性がもうほぼはっきりしてきていると思います。従来の6・3制ももちろん堅持しながらも、自治体で例えば5・4制とか4・5制とかまたは9年制とか、柔軟に取り組むようになっていくと思うのですね。そうしたときに今後中野区が義務教育としてどのようにこれを考えていくかというのはもちろんそう簡単にいくことではないと思うのですけれども、そうした教育制度とのかかわりでこういった施設整備計画を今後も柔軟に見直していく必要が出てくるのかなと思います。

私個人的には区内の幾つかに施設一体型の一貫校をつくっていくということも大事かなというふうには思っているのです。それはただ単に目新しいものをつくるとかそういうことではなくて、中野区の義務教育を向上させていくためには教育の、教員の意識を変えていく、保護者の意識を変えていく、教育の思想を高めていくという一つの手段として、そういうようなものをつくりながら。

例えば今中野では選択性はしないということで堅持していますけれども、将来的には本当に本来の、規制緩和ではなくて本当に特色ある教育活動を進めて教育の充実を図るための選択性を考えていくとか、そういったいわゆる教育制度の根幹にかかわることはこういうところに大きくかかわってくるかなというふうに思っていますので。もちろんこれはこれでしっかり進めるとともに今後そういったことも念頭に入れながら柔軟に対応していくということが重要かなというふうに、このところこういった幾つかの整備計画を検討する機会を持たせていただいて、改めて感じております。

教育長

今委員長がご指摘になった点、非常に重要だと思いますし、今後この教育委員会ですとか来年度から教育委員会の制度も変わって区長とも十分連携を図りながらさまざま検討していくということになると思うのですけれども。

9ページのところに大規模改修・改築のスケジュールというのがありまして、この表現でいいののかも今後議論していただければと思いますけれども、これスパンの長い計画でもありますので、必要な見直しはどこかでしていくということの表現を入れさせていただいていますので、その制度改革に伴うようなことで影響も受けることもあるということも視野に入れながら進めていきたいというふうに思っております。

小林委員長

ほかによろしいですか。それでは「中野区立小中学校施設整備計画（案）」につきましては、本日の協議内容を踏まえて、次回引き続き協議を行いたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 22 回定例会を閉じます。

午前 11 時 32 分閉会